

## 定期報告の各種届出等（令和3年9月30日）

### 定期報告の各種届出（建築物・建築設備・防火設備・昇降機・遊戯施設）

定期報告の概要書を申請する場合	
建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告の概要書閲覧票 (第1号様式)	定期調査報告概要書・定期検査報告概要書の閲覧を申請するときに提出してください。
定期報告の報告時期を変更する場合	
定期報告対象特定建築物等の報告時期の変更届（第2号様式）	定期報告の報告時期を変更するときに提出してください。なお、変更先として指定できる期間は以下のように定めています。 (1)建築物、建築設備、防火設備 報告する年度の5月1日から8月31日までの期間又は9月1日から12月31日までの期間のいずれか。 (※1月から4月に変更することはできません。) (2)昇降機、遊戯施設 報告月の6箇月前までのいずれかの月
市長が特に改善等を要すると認めた建築物等の改善計画書を提出する場合	
建築物・建築設備・防火設備改善計画書 (第3号様式)	横浜市から通知した是正を要する事項について、特に改善等を要するため改善計画書の提出を求められたときは、速やかに提出してください。
是正を要する事項の改善が完了した場合	
定期報告対象特定建築物等の改善完了届 (第4号様式)	横浜市から通知した是正を要する事項について、必要な改善（補修）等を完了したときに提出してください。
定期報告が不要となる場合	
定期報告対象特定建築物等の除却、廃止届（第5号様式）	建築物の除却又は建築設備・昇降機・遊戯施設の廃止をしたときに提出してください。
昇降機・遊戯施設の対象外届 (第6号様式)	昇降機、遊戯施設の利用目的の変更等により、次の各号のいずれかに該当したときに提出してください。 (1)一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたもの (2)労働安全衛生法に基づく検査証の交付を受けたもの
所有者・管理者の基本情報や建築物名称を変更する場合	
定期報告対象特定建築物等の所有者等変更届（第7号様式）	所有者・管理者の住所や名称、当該建築物の名称を変更になったときは提出してください。
定期報告が一時休止・再び必要となる場合	
定期報告対象特定建築物等の使用休止届 (第4号様式の3)	次回の報告時期を超えて使用を休止するときや、当該建築物の全部又は一部の用途を変更し定期報告の対象要件を満たさなくなるときに提出してください。
定期報告対象特定建築物等の使用再開届 (第4号様式の4)	「定期報告対象特定建築物等の使用休止届」(第4号様式の3)の提出後、当該建築物又は建築設備の使用を再開しようとするときは、当該再開日の3日前までに提出してください。

【お問合せ先】 提出先は定期報告窓口です。

建築物、防火設備、建築設備      建築指導課建築安全担当      045-671-4539  
昇降機等      建築指導課設備担当      045-671-4538